

第 2 . 感染症発生動向調査

1 . 調査の目的

平成 1 1 年 4 月に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により感染症発生動向調査事業が位置づけられており、感染症発生状況のより正確な把握と分析、積極的な情報提供・公開を一元的に行い、有効な予防対策の確立に資することを目的とする。

2 . 調査の対象

感染症を診断した医師等が報告の対象となる疾患は、一類感染症 5 疾患、二類感染症 6 疾患、三類感染症 1 疾患、四類感染症全数届出対象 3 3 疾患及び定点観測届出対象 2 8 疾患であって、その内訳は次のとおりである。

(1) 一類感染症 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

(2) 二類感染症 急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス

(3) 三類感染症 腸管出血性大腸菌感染症

(4) 四類感染症 (全数届出疾患)

アメーバ赤痢、エキノコックス症、急性ウイルス性肝炎、黄熱、オウム病、回歸熱、Q 熱、狂犬病、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、コクシジオイデス症、ジアルジア症、腎症候性出血熱、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風疹症候群、炭疽、ツツガムシ病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、乳児ボツリヌス症、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、ハンタウイルス肺症候群、B ウイルス病、ブルセラ症、発疹チフス、マラリア、ライム病、レジオネラ症

(5) 四類感染症 (定点観測届出疾患)

インフルエンザ、咽頭結膜熱、突発性発疹、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、百日咳、感染性胃腸炎、風疹、水痘、ヘルパンギーナ、手足口病、麻疹 (成人麻疹を除く)、伝染性紅斑、流行性耳下腺炎、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖形コンジローム、淋菌感染症、急性脳炎 (日本脳炎を除く)、クラミジア肺炎 (オウム病を除く)、細菌性髄膜炎、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、成人麻疹、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症

3 . 調査の方法

患者を診断した医師及び指定届出医療機関 (患者定点) からの届出に基づき、保健所は県健康増進課にコンピュータ・オンラインにより伝送し、さらに県では衛生研究所疫学調査研究室 (千葉県感染症情報センター) に患者情報を収集し、情報の疫学的分析、関係文献情報等を加え、週報や月報の形で関係機関に情報還元・提供を行っている。

第 3 . 食 中 毒

1 . 調査の目的

食中毒統計調査は、食中毒の患者ならびに食中毒死者の発生状況を的確に把握し、食品衛生対策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 . 調査の対象及び期間

食品衛生法(昭和 2 2 年法律第 2 2 3 号)第 5 8 条第 1 項の規定により医師から届け出られた食中毒患者・その疑いのある者・死者で、平成 1 4 年 1 月から 1 2 月までに発病し、平成 1 5 年 3 月 3 1 日までに厚生労働省に報告があったものである。

3 . 調査の方法及び系統

患者を診断した医師からの届出に基づき、保健所は調査票を作成し、都道府県知事を経由して厚生労働省に提出する。

